

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 2 4 |

平成 24 年 9 月 19 日（水曜日）

建設環境委員会会議録

平成24年9月19日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時34分開議（実時間140分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第89号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第93号・市道路線の廃止について
1. 議案第94号・市道路線の認定について
1. 陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任について
1. 平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事にに関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）
（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	田 方 芳 信 君
副委員長	堀 口 晃 君
委員	植 原 勉 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	田 中 安 君
委員	中 村 和 美 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	増 田 一 喜 君
委員	松 浦 輝 幸 君
議長	古 嶋 津 義 君

※欠席委員

君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	船 藏 満 彦 君
建設部総括審議員兼次長	原 浩 君
土木管理課長	楠 本 研 二 君
区画整理課長	開 賢 一 君
総務部	
契約検査課長	桑 田 謙 治 君
環境部長	福 田 晃 君
環境部次長	宮 川 正 則 君
環境センター建設課長	小 橋 孝 男 君
環境センター建設課主査	豊 田 浩市郎 君
ごみ対策課長	山 口 剛 君

○記録担当書記

寺 原 哲 也 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（田方芳信君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

◎議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（田方芳信君） 本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

最初に、予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係

分を議題とし、説明を求めます。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

本委員会に付託されました議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算（第5号）中、当建設部所管分につきまして、原総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。

○委員長（田方芳信君） 原次長。

○建設部総括審議員兼次長（原 浩君） はい。建設部次長の原でございます。座って説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出でございますが、款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費では、補正前の額1億4399万3000円に、1億4759万円を増額補正し、補正後の予算額を2億9158万3000円といたしております。

続きまして、16ページをお開きください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費では、6637万5000円を増額補正するもので、節11の需用費は消耗品費等で37万5000円、節15の工事請負費で6600万円を計上いたしております。

これは、梅雨前線豪雨で被災しました坂本地区の市ノ俣線など9路線11カ所の災害復旧工事を行うものでございます。

続きまして、目2・河川施設災害復旧費では、8121万5000円を増額補正するもので、節11の需用費は消耗品費等で8万円、節15の工事請負費で8111万5000円、節18・備品購入費で、これは現場撮影用のカメ

ラの購入費でございまして、2万円を計上いたしております。

これらは、梅雨前線豪雨で被災した坂本地区の山神川など14河川16カ所の災害復旧工事を行うものでございます。

予算確定後に工事に着手し、早急に現場の復旧ができますよう取り組んでまいります。

お手元にお配りしました資料の御説明をいたします。資料右肩に資料1と書いてあるものでございます。

資料1の3枚目、下にページが1と打っております。これをごらんください。

道路災害の総括表でございまして、地区としましては、坂本地区で8カ所、東陽地区で1カ所、本庁、これは二見地区でございしますが、これで2カ所、計11カ所の災害復旧工事を計上するものでございます。

2ページ目以降に一覧表と管内図に位置図です、それと、代表的な被災箇所の写真を載せております。

次に、11ページにですね、河川のほうの災害の総括表を載せております。これは、二見地区を中心に、旧八代市南部のほうで9カ所、坂本地区で6カ所、東陽地区で1カ所の計16カ所でございます。以下は同様に、一覧表と位置図と代表的な被災箇所の写真でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。先日の経済企業委員会の中でもですね、質問という形で出ておりましたが、この災害復旧の審査のあり方という部分でですね、お尋ねをしたいと思うんですが、3日に開会をして、今度の議会の採決というのが9月の25日ですね。で、この間22日

の時間が過ぎるわけですけども、その間、災害復旧の、何ていうんですか、災害復旧がおくれるような形になると思います。それは、行政のほうの考え方もあるかとは思いますが、私としてはおくれるかなと。そういう意味ですね、この災害復旧費用を先議という形で考えられなかったのか。行政の役割からすると、原型復旧、災害にあったところをもとに戻すというのが、最大の使命だというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 災害につきましては、早く復旧するというのが原則でございますが、復旧に当たりましては、単独予算ではなくて、国の補助事業にするために、現在、災害の査定を受けなければなりません。で、今回につきましてはですね、第1回目が9月の13日に、——御無礼しました。1回目がですね、8月の21日に災害の査定を受けております。その次がですね、9月の13日に災害の査定を受けまして、そして、第3次がですね、きょうですけども、きょう、3次査定を受けております、現在ですね。

で、これが終了いたしまして、復旧の方法ですとか延長なんかが査定で決まりましてから、本復旧についてはするということになりますので、市独自です、その前に復旧するとなりますと、市の単独予算を突っ込むということになりますので、仮復旧といいますか、そういう必要なやつはですね、専決処分で予算をつけていただいておりますので、道路にしろ、河川にしろ、仮復旧というところはですね、早急に復旧しておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。少しわからないんですけど。行政のほうの手の流れというのがですね、よくわからないんですが、査定を受けないと、単独予算で復旧をするという形になるということですが、予算申請をされる上では全く影響はないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり、もう一度詳しく説明していただいていいですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。先ほど御説明しましたように、被災した延長ですとか、——延長では、例えば市のほうは10メートルすればいいというところが、実際の査定を受けてみますと、10メートルでいいということもございまして、いや、ここはもう8メートルでいいということもありますし、逆に少し余計にばかり認めていただくという部分もございまして、それが決まりませんと——かつですね、工法にしてもいろいろ、河川でしたらブロック積みですとか、ほかにいろいろな工法があるんですが、そういう工法が決まりませんと、実際、補助対象事業として発注ができませんということでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ということはです、今回災害復旧費を上げていただいている分は、先に先議で決めたとしてもいいと。で、査定を受けた後に正式な距離というんですか、長さとか幅とか、そういったものを算出して発注をかけるってことです。そうならば、繰り返しになりますが、この予算の部分については、その査定というのは全く影響は出てこない。先議でも可能ということで確認をさせていただいていいですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。そういう意味、今委員御指摘の意味からしますと、先議でしていただいとったほうが早く発注できるという部分に関しましてはですね、そのほうがよろしいかと思います。ただ、復旧するためにはもちろん測量をしまして設計をいたしますものですから、やはりその期間がやっぱある程度かかりますもんですからですね、通常は補正対応でも十分期間的にはですね、大丈夫かなということで通常は、何といいますか、土砂がたまったりとか、そういうのはすぐせぬばいかぬものですから、そういうのについては専決処分でさせていただいておりまして、本復旧になりますと、今御説明しましたように、通常補正対応ということで、これまでもそのような形で予算計上してきたところでございます。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 意見で述べさせてもらいます。

○委員長（田方芳信君） はい、わかりました。

ほかありませんか。

○委員（植原 勉君） なからぬば、私。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。今、大倉委員の言われた査定を評価でされるわけでございますけれども、査定した中に受益者負担ちゅうの、これはもうないんですかね。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 公共土木災害復旧につきましては、原則としては、農林サイドのような個人負担というのはございません。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） この農林サイドじゃ、例えば、15ページをちょっと見ていただくとわかるんですけども、こういうもの、写真は崩れとる、田んぼの横の路面が崩れとるわけで

す。これは受益者負担を適用するわけですか。少しはあるわけですか。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 河川に伴いますこういう田んぼですとか、畑等が近くにありますが場合に、通常、河川のほうの災害復旧につきましては公共土木施設災害復旧事業でしております。ただ、田んぼあたりに土砂が堆積して、その田んぼの復旧といいますか、そういうのに関しましては農林災害のほうで採択していただくように。そこんところは、農林サイドと建設サイドで協議しながら、どちらで採択するかということを一応協議いたしております。

以上でございます。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） じゃ、受益者負担っていうのはないちゅう認識でいいですかね。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） 先ほど申しましたように、公共土木災害復旧につきましては、基本的にございません。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） この写真を見てみますとですね、例えば、この田んぼののり面が崩れとると。こういうのはやっぱり、今から先、体験したこともないような豪雨が降るわけですよ。だけん、どんどんこういうのが、管理状況が悪ければ出てくると思うんですよ。だから、これ、写真を見てみますと、これは雨が降る前にやっぱり自分の土地として管理して、水落としをしとけばこういうのは防げたようなうかがえるわけですよ。だから、これは土手を水が、雨水が超えて、そっから流れ出してこういうような状況に陥ったて思うんですよ。だけん、こういうのはやっぱり、一つは農業の方に

もう少しですね、認識を持って、やっぱ対策を雨が降るときにはしていただかぬと。こういうのをどんどんどんしていきよければ、八代市の財政の予算ちゅうのは、どれだけ要るかわからぬごっ今からなるでしょう、これは。だから、こういうのを担当行政としては、やっぱ指導しとかぬといかぬとやなかつね。

それとあと一つは16ページね。

これは、向こうの土手と護岸をしてある手前の災害、これ写真載っておりますけれども、それは、随分川のほうに何かはみ出して、全体的に土手が崩れとっですよね。こういうのを見た場合は、やっぱり行政がもう少しこういうところを指導していかぬと。こういう災害があったけて、これは八代市とか、やっぱ県、国の予算をもろうて、それを認定してする前の段階の話だもん。まあちょっとこういうところ、しっかりしなさいよ、こやんところ。

だから、そうしていただかぬと、幾らでん予算があっても。この予算ちゅうのは、今全体の割合から相当上がってるでしょうが。雨がたくさん降れば降るほど、こん災害は上がってくっと思うんですよ。だから、こういうところもやっぱり農家のほうにもうちょっと指導して、雨が降るときには排水対策をしてくださいと。当然、田んぼの土手は水があふれれば、どっからか、そら土手ながら崩れるてわかるわけでしょうが。

だけん、そういうところを、文書でもいいからその通達を私は要望しておきます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） じゃ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。きのうの経済企業委員会の中でも出ておりましたけれども、繰り返しという形で意見を述べさせてもらいたいと思いますが、先ほど、災害復旧費の審査の先議ができないかという点で、先に先議をしたとしても対応はできるということでありました。

市民から見たときに、災害現場を復旧することが、1日も早く復旧していただくことが、市民のですね、思いでもありますので、その復旧費の議会の提出のあり方、そこについては、私は先議でやるべきではないかというふうに思いますので、検討をお願いしときたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） ちょっと要望で。

破木二見線のむらかわ、料亭むらかわの前がですね、もう6月もつかって県道が通れなくなったし、この7月もそうだったし、これは県道の問題ですけど、毎年あそこはですね、下に頭首工があるもんで、そこで堰切るもんで上に水が上がってきますので。県道の上にガードレールがあるわけですけど、その県道とガードレールの間の30センチぐらいから、大量なる水が道路のほうに押し入ってきますので、二見出張所からも要望があると思いますけど、一応執行部の皆さんにも、もし出てきたらですね、御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長(田方芳信君) 次に、事件議案の審査に入ります。

次に、議案第89号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第4号(関係分)に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部総括審議員兼次長(原 浩君) はい、委員長。

○委員長(田方芳信君) 原次長。

○建設部総括審議員兼次長(原 浩君) はい。建設部次長の原です。座って説明させていただきます。

お手元の議案書の1ページをお開きください。

議案第89号・専決処分の報告及びその承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

専決処分の内容は、専決第5号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第4号でございます。

建設部所管分は、本年7月12日の梅雨前線豪雨で被災しました公共土木施設の災害復旧に関する経費でございます。

13ページをお開きください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費では、4497万5000円を増額補正し、その内訳として、節11・需用費、これは土砂の撤去等で947万5000円、節13・委託料で

560万円、節15・工事請負費で2990万円であり、修繕、応急工事を39路線、災害測量を6路線で行うものです。

目2・河川施設災害復旧費では、3720万円を増額補正し、その内訳は、節11・需用費で2845万円、節13・委託料で875万円であり、修繕を25河川、災害測量を8河川で行うものでございます。

目3・都市計画施設災害復旧費では、節11・需用費で76万円増額補正しており、これは、坂本地区にございますくま川ワイワイパークの園路が損傷しましたので、その修繕工事を行うものでございます。

お手元の資料の御説明をいたします。資料2をお開きください。

資料2の3枚目、1ページをごらんください。

まず、気象状況でございますが、7月12日の午前中に、時間雨量の60ミリを記録するような豪雨でございました。道路災害では坂本地区が多く、工事修繕で24路線、測量設計委託を4路線、枳ノ俣線、下代瀬・木々子線の2路線が工事修繕と委託で重複しておりますので、合計26路線となります。河川、公園でも同様に、坂本を中心に被災しております。

以下、2ページ目から道路災害、19ページから河川災害、33ページから公園災害の一覧表、位置図、代表的な被災箇所写真を添付しております。

以上、御報告します。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長(田方芳信君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員(堀口 晃君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 堀口委員。

○委員(堀口 晃君) はい。今回、専決という形で出ておるところなんです、この専決するときにはですね、業者をどこに委託をするか、

誰にどういうふうな形でやっていくか、これはやっぱ入札をするのか、それとももう指名でするのかというふうなところについては、どういうふうな発注の仕方になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。

専決処分につきましては、内容につきましてはですね、先ほど大倉委員の御質問にもありましたように、即、土砂の撤去ですとか、そういうのをしなければなりませんので、八代市に指名の業者の登録をなされておられます業者さんの中で、その地域で最も近い方ですね、そして、施工能力がある方に緊急施工という形で、随契で発注しております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 例えば、土砂の撤去であったり、いろんな形で、これは幾らかかるんだということは、もう前もって幾らでしてくれて言うのか、もしくは、ある程度いろんな形で土砂を撤去するときに、幾らかかりましたよという形で市のほうに来るのか、これはどちらのほうなんですか。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） ある程度、緊急施工で施工の依頼をしますときに、市のほうで概算の見積もりは一応行います。そして、詳細につきましては、実際の土砂の処分量ですとか、施工手間、何日ぐらにかかったのかというのを後で積算しまして、実際、実質的な量というのを積算して、業者さんと随契ですけども、いつも、基本的には入札という形で見積もってもらって、落札という形で契約しております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今のお話の中で、近いところの業者というふうにお話をされ

るんですが、そこができなかった場合には、じゃ、その次の近いところになるという、こういうふうな形で、どんどんどんどん、地域でできない、——近くにいらっしゃらない、土木業者がいらっしゃらないとき、土砂の撤去とかというのがいらっしゃらないときには、もう近い順番に追っていくという形になるんですかね、それじゃ。

○委員長（田方芳信君） 船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。即対応していただくためには、なるべく近い方、そして、すぐ機械ですとか人夫さんたちあたりがそろわれるところが一番理想的と考えておりますが、そういう、仮にいらっしゃっても何か不在ですとか、そういう場合には、土木災害協力会というのをございまして、市と災害協定結んでおりますので、土木災害協力会のほうに、どなたかいらっしゃいませんかというふうに打診して、別な業者さんから来ていただく場合もございます。

○委員（堀口 晃君） なるほど。はい。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。何か偏った発注のやり方にならせぬだろうかというようなところを懸念したもんですから、今お聞きさせていただいたんですが、こういうふうな緊急の場合についてはですね、今おっしゃられたように、本当に近いところの方々が、土砂の撤去であったり、のり面を擁護するというようなところについては、本当に近いところが迅速に対応ができるんだろうと思うんですね。

ですから、——でも、幾つもその辺が重なったときに、ある程度偏らない形で、市内の業者の皆さんにですね、何か仕事が行くような形でお願いしたいなというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（植原 勉君） 要望でよかですか。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） 工事ができる業者さんちゅうのがさっき説明でありましたけれども、業者でそれを修復されて、またそこばするちゅうのがあると思うんですよね。だけん、そこんところはやっぱり、統計的にやっぱり、担当課としてはやっぱりある程度把握しとかぬと、次の仕事をやる点数というのを今は設けてありますけれども、そこんところを把握しとくように、私は要望しておきます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより採決いたします。

議案第89号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）に係る専決処分の報告及びその承認については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員、よって本案は承認されました。（「どうもありがとうございます」「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第93号・市道路線の廃止について

◎議案第94号・市道路線の認定について

○委員長（田方芳信君） それでは、議案第93号・市道路線の廃止について及び議案第94号・市道路線の認定については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

○土木管理課長（楠本研二君） はい、委員

長。

○委員長（田方芳信君） 楠本土木管理課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木管理課長の楠本です。座って説明いたします。

今回提案しています市道の廃止及び認定の理由ですが、八千把地区土地区画整理事業の施工に伴うもので、八千把地区土地区画整理事業は平成9年度に都市計画決定されており、八代市施工の土地区画整理事業であります。平成12年度から事業に着手しておりまして、進捗率は23年度末で63.4％となっております。

現在、県の主要地方道八代鏡線改良工事との同時施工による変則五差路——古閑浜・古閑中の交差点ですが、の交差点改良や市の街路事業による都市計画道路北部幹線の整備とあわせて、道路環境の改善に、県・市一体となって取り組んでいるところです。

事業の進捗に伴い、一帯における通過交通量の増加が見込まれることから、区域内の都市計画道路3路線及び区画道路1路線と区画整理事業により廃止となる県道区間の代替ルート of 1路線を、今回市道として認定するものです。

それでは、個々の路線の認定理由について説明いたします。

まず、議案書の34ページの廃止の部分ですが、——済みません。位置図については、議案書の34、36ページに掲載していますが、こちらに大きな図面を準備していますので。

（「廃止は32だろう」と呼ぶ者あり）ああ、済みません。（「32が廃止でしょう」と呼ぶ者あり）はい、済みません。（「まず、廃止から」と呼ぶ者あり）はい。まず廃止の32のほうから。

永碓町古閑中町線は、区画整理事業に伴い、終点の位置が変更、延伸となることから、道路法上の手続にのっとり、一旦市道路線を廃止

し、再認定を行うものです。これにあわせて、路線の名称を永碇町古閑中町1号線に改めるものでございます。なお、認定後の路線延長は、128.1メートル伸びまして、1060メートルとなっております。こら図面は36、——位置図については34ページのほうに載っております。

今のは、そこの一番下のところなんです、もともとここまでが——下のところまでが、当初の永碇町古閑中町線でございます、それから延伸したちゅうことで、名称を改めまして、新たに、永碇町古閑中町1号線として認定をするものでございます。（「ここは一旦廃止、長くなるけんですね」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、議案第94号の認定路線の2番目の路線番号2399、永碇町古閑中町2号線は、区画整理事業に伴い、旧道振りかえが予想される主要地方道八代鏡線の県道八代港線以北の区間を市道として認定するものです。道路管理者間における事務の円滑な移行を図るため、現県道に重複して認定をするものです。認定後の路線延長は、1540メートルとなっております。

今のが、——こっちの起点が臨港線ですかね、通常。旧県道部のところ（「今、県道」と呼ぶ者あり）今、県道なんですけども、ここに重複して市道を認定するという形です。

○委員長（田方芳信君） 質問があれば。

聞課長。

○区画整理課長（聞 賢一君） 今はどうしたらよろしいですか。質問に対して答えたほうがいいですか。

○委員長（田方芳信君） ちょっと待って。そのまま説明してください。で、後で。

○土木管理課長（楠本研二君） はい、わかりました。

続きまして、認定路線の3番目、4番目、5番目、路線番号2400、古閑中町17号線、

路線番号2401、古閑中町18号線及び路線番号2402、古閑中町19号線は、区画整理区域内の道路であり、道路の工事が完了した区間を、このたび一般交通の用に供するため、市道として認定するものです。認定後の路線延長は、それぞれ古閑中町17号線が890メートル、古閑中町18号線が210メートル、古閑中町19号線が190メートルとなっております。

以上で、議案第93号の市道路線の廃止及び議案第94号の市道路線の認定についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

田中委員。

○委員（田中 安君） 永碇町古閑中町2号線につきましては、県道と重複する部分と、それから、34ページの図を見ると、最後の部分が市道の部分で、県道じゃなくなるわけですが、そのあたりの県道と市道の位置づけの問題として、あとの工事とか何かについては、県のほうが全部するんですか。そのあたり、どうなってるんでしょう。

○区画整理課長（聞 賢一君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 聞課長。

○区画整理課長（聞 賢一君） はい。区画整理課長の聞です。よろしくお願いします。

今回の市道認定、廃止につきましては、もう当然、この区画整理の、八千把地区の区画整理事業地内ですね、道路が使えるようになりましたということですね、市民の皆様には開放するために認定を行うものでございます。

そこで、今の御質問でございますけども、今この区画整理の地区内がですね、この県道をですね、一部廃止します。（委員田中安君「廃止する」と呼ぶ）はい。だから、県道がですね、今こういうふうな形でこの古閑中の変則五差路

に交わりますけども、区画整理でですね、この一部をですね、区画整理の換地対象として、もう区域内に取り込んでしまいます関係でこれを廃止する形になります、道路をですね。そして、ここはもう民地になります。

ということで、この工事に際しましては、もうここも一緒に工事しますので、まず県道がですね、今までこう来てた分を、こういうふう迂回さっさぬばいかぬわけですね。だから県道が、一時期ここを県道として認定されます。こういうふうな形でですね。それで今度は、される関係で、今度は県と打ち合わせまして、当然、最終的に県道はですね、この北部幹線が通りますと真っすぐになります、図書館の通りまでですね。それで、いずれは県道になりますということで、その事務手続がスムーズに行うことですね、ここを市がせんだって——どっちみち市はこういうふうな形で市道認定せぬといかぬもんですから、せんだってここもまたダブルで認定するわけです。

それで、一応県のほうはここを市に引き継がなければいけないということで、今年度はこの化粧直し——道路のですね、を予算をとってございます。そして、この北部幹線が使えるようになりまして、県道認定になりましたら、スムーズにもう市に移管するというふうな形で、その前にこの化粧直しをすると。

ただし、ことし予算はとってございますけども、ここはまだ県道で、公共下水道の污水管がまだ入っておりませんもんですから、まずここに污水管をずらっと入れて、その後、県道の化粧直しをしていただくという形になります。

それで、認定につきましては、県道と市でダブル認定もありということですね、県と打ち合わせて今回認定をした次第でございます。

(委員田中安君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(田方芳信君) ほかにありませんか。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(田方芳信君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) はい。市のほうに、正式に市道となるのはいつぐらいになるんですか、今の2号線の話ですが。

○委員長(田方芳信君) 開課長。

○区画整理課長(開 賢一君) 県道が北部幹線を県道認定をした暁に、速やかに市に移行するというふうになりますので、北部幹線が完成し次第というふうなことになるかと思えます。

○委員長(田方芳信君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 具体的に言いますと、何年の何月ぐらいっていうのはわからないんですかね。

○区画整理課長(開 賢一君) 今、北部幹線につきましては、図書館のほうから北に上りますと、用水路でぶつかって、そこまできております。

そして、区画整理の事業地内はですね、そこからちょっと100メートルぐらいあけて、このエリアが区画整理のエリアになっております。で、ここはまだ直売でですね、今用地交渉をしております関係でですね、具体的に、何月に完成ということはですね、ちょっと今のところ何とも言えない状況でございます。

ただ、速やかにですね、頑張って用地交渉を進めておりますので。

ただし、区画整理の地区内につきましては、今年度には舗装も、供用開始をさせる予定でおります。

ということで、区画整理地内はもう完成しますので、この通りにつきましては、もうこの17号線が供用開始しますので、この都市計画道路の三楽古閑中線を使ってですね、中心部のほうには、車が流れていくのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。土地買収ということがあって、相手方がおられるというのはわかりますが、事業の目途というのもあると思いますが、そのあたりで何年目途とか、そのあたりも発言できないんですかね。

○区画整理課長（関 賢一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 関課長。

○区画整理課長（関 賢一君） この街路事業につきましては、区画整理の事業とは違って、街路のほうでやっておりますので、当然私のほうからはお答えできないと、言えませんが、今、ちなみにこの区画整理の事業はですね、一応今のところ平成27年で事業完了させる予定ですが、今の状況ではなかなか27年にはちょっと終わりそうにはございません。

街路のほうも今そういう段階です、もうそう長い将来ではございませんが、やはり区画整理事業を推進するためにはこの幹線がですね、貫通して、さらに効果が期待できますもんですから、そっちのほうを今、市全体としてですね、この直売のところの用地買収に頑張っていて、今交渉しているところでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。質問は変わりますが、2号線ですね、永碓町古閑中町2号線、県道のほうから市のほうに移管というような形に最終的になるようですが、あそこの道路通ってみると、歩道がですね、かなり段差が、何というんですかね、車道の、車が入る、側道に入る部分というところと、歩道の一番高いところが極端に差があってですよ、歩行者も非常に走りにくいんじゃないかなというふうな認識を持っておりますが、そのあたりの改良も含めてですね、先ほど化粧直しというお話がありましたし、下水道埋設というような話もありましたので、ぜひそういう改善も含めてですね、取

り組みをやっていただきたいというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 楠本課長。

○土木管理課長（楠本研二君） はい。今言われました路線につきましてはですね、事前に県と市で現地を立ち会いしまして、それぞれ市のほうから路面の傷みとか、側溝の改良とか、一応要望を出しております。それは、さっきの表現で、化粧直しの部分になっておりますけども、それも含めてですね、また、その辺の歩道の整備についてもまた協議してまいりたいと思います。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 古閑中町の2号線の件なんですけど、今重複して県道と市道として認定すると言われましたね。その前に化粧直しと。だけど、今後何年してから市に移管されるかちゅうのも、はっきりわからないんでしょう。その中で、最初、化粧直しの間はいいですよ。だけど、移管されるまでの間は、要するに、県道、市道の両方で重複してますので、そのときに道路が傷んだりとか、何かの拍子にえぐれたりとかしたら、その修理ちゅうのはどちらが主体的にやるんですか。

○区画整理課長（関 賢一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 関課長。

○区画整理課長（関 賢一君） はい。主たるは県でございます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、市としては、重複しとったほうが少し有利という見方もできるわけですね。

○区画整理課長（関 賢一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 関課長。

○区画整理課長（関 賢一君） 重複しとって
も、何ら問題はないかというふうに判断いた
しております。（委員増田一喜君「はい、わかり
ました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、これより
採決いたします。

まず、議案第93号・市道路線の廃止につ
いては、可決するに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本
案は可決されました。

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第94号
・市道路線の認定については、可決するに賛
成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手全員と認め、本
案は可決されました。（「ありがとうございます
」「どうもお世話になりました」と呼ぶ者
あり）

◎陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格 者選任について

○委員長（田方芳信君） 次に、請願・陳情の
審査に入ります。

審査に入ります前に、持参して届いておりま
す要望書については、写しをお手元に配付いた
しておりますので、御一読いただきたいと存じ
ます。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、新規
の陳情1件と継続審査の陳情1件です。

まず、新規付託分について審査いたします。

それでは、陳情第6号・八代市発注の競争入
札参加資格者選任についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のた
め書記に朗読させます。

○書記（寺原哲也君） （書記、朗読）

○委員長（田方芳信君） 本陳情について、質
疑、御意見等はありませんか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。私はですね、1
つ、2つぐらい、ちょっとなというものもありま
すが、やはり地場の企業を育成するちゅうのが
本当じゃないかと思うので、私はこれは承
認してもいいんじゃないかなというふうに思い
ます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。事実関係という
ところですね、この要旨の中に、営業所とは
名ばかりで常駐する社員はおらず、所内は転送
電話があるのみという業者が参入しており、そ
ういう業者が高額な案件を受注しているとい
う、この件に関してですね、もう少し事実関係
を確認をしたいと思いますので、所管のす
ね、課にちょっとお尋ねをしたいと思うん
ですが、その辺いかがですか。（「異議なし」と呼
ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） じゃ、異議なしとい
うことで、一応小会いたします。

（午前10時50分 小会）

（午前10時52分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

この件について、何か御意見等がございま
したらお願いします。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。このたびのす
ね、陳情第6号の部分について、ちょっとお伺

いしたいんですが、営業所が名ばかりで常駐する社員はおらずに転送電話があるのみというふうなところで、というところの業者が高額な案件を受注しているという、こういう陳情が上がってきてるんですが、その辺については契約検査課のほうはですね、こういう事実があるということを確認しているのかどうかということ。

それと、こういうところに今、発注を出しているのかどうかということの確認をさせていただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○契約検査課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 契約検査課の桑田でございます。よろしくお願いします。座って説明します。

今、御質問の、いわゆる実態のない営業所という業者が実態どうなってるのかということと、そういった実態のない営業所が受注状況はどうなっているのかという御質問だと思います。

実態のない営業所につきましては、以前から議会等に質問もいただいておりますが、それにつきましては、平成22年9月1日に、建設工事の競争入札参加における準市内業者認定基準ちゅうのを定めておりまして、その中で幾つかの要件をクリアしないと準市内業者、本店ではないですけど、営業所につきましては、準市内業者として認定するという基準を定めて取り扱ってるところでございます。

実際は、23年、24年の指名願にあわせて、そういった関係資料等を業者から提出していただいて、その書類審査を行い、実際疑問がある点につきましては、実態調査を行っているところでございます。

その中で、この要件でございますが、先ほどもありましたように、転送電話になってるとか、実際、関係者の自宅を事務所に使っているとか、そういう御指摘もあったかと思ひます

が、それにつきましても、当然チェックの、審査の中身に入っております。

具体的に申し上げますと、まず看板等を設置しているのかどうかとか、自社の専用電話、ファクシミリ等を常設して転送になっていないのかどうかとか、当然、営業所等で業務を行う必要な備品、帳簿類等が常備されているのかもあわせて、契約するための印鑑等が常備されているのかということ。

それと、先ほどもありましたように、専任技術者、これにつきましては建設業法に規定されておまして、必ず営業所等につきましては専任技術者を置くというような形になっておりますので、その専任技術者の配置がなされているのかというような要件を定めまして、指名願等にあわせて書類等を提出していただいております。

その中で幾つかの会社におきましては実態調査等を行いまして、改善等の要請を行ってるところでございます。

それから、必要に応じて、抜き打ちじゃありませんけど、随時そういった業者につきましては、外から見たり、通知を出して調査等を行っているところでございます。

今度、25年、26年もまた、指名願がことし行いますので、その前にもう一回、そういった業者等につきましては、再度調査等を行うように、今準備をしているところでございます。

それと、そういった、先ほど言いました要件をクリアしてないということでございますが、現在のところ実態調査の中では、今のところそういった準市内業者という形で扱っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、今後、そういった時間がたつにつれて、また、そういった要件をクリアできない、してない業者もあろうかということも考えられますので、先ほど申し上げましたように、再度実態調査を行うこととし

ています。

そういった業者に対しての発注状況ということでございますが、建設工事等につきましては、原則——指名競争入札におきましては、原則10者を、今指名をいたしております。通常、土木等、建設等につきましては、それぞれランクごと等に業者数が確保できまして、基本的には、原則、土木等につきましては、市内本店業者を優先的に、もうほとんど優先的に指名をしてるところでございますが、今回の電気関係につきましては、ランクによりましては10者満たないランクもあります。そういう場合につきましては、基本的に市内本店業者を優先して、あと残りの業者を準市内業者から選任をしてるところでございます。

先ほど、そういった実態のないという業者かどうか、今後また調査を行います、そういった準市内業者が発注状況はどうかということでございますが、ちょっと具体的に、今、手元には資料を持っておりませんが、案件次第じゃ、そういった準市内業者も落札をされてるという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員、質問ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。要件があるということで、るる、今御説明をいただいたところなんですけども、幾つかの業者については、改善命令みたいなどころでお話をしてるという状況がある。ということは、要件を満たしていない、要するに、要件義務違反ということになりますよね。その方々に対して、指導はするけども、その罰則は何もないということなんですかね。

実を言いますと、要件を満たしてなくて、私は指名競争入札出しますよというふうなことは

ですね、これは余りよろしくない話。指導するということではなくて、そこには罰則が必要なんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はいかがですかね。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 先ほど、認定基準を定めとりまして、その中で基本的にそういった要件に該当しない業者につきましては、最終的には準市内業者として認定せずに、あくまで市外業者という形の認定をするようにしております。

その行くまで、過程には、いけないということではございませんで、何回か調査、最初は書類審査、それから実態調査等をしてまして、改善要望、命令、要望ですね、そういった期間を設けまして、それをクリアできない場合は、最終的には市外業者として扱うというふうになっております。

ですから、そうなった場合、先ほど、基本的には指名におきましては市内本社を優先的にするということで、極端に市外業者でなると、今の準市内業者に比べても、指名の頻度といいましか、かなり落ちてくる。ほとんど案件によっては指名されないというような形になろうかと思いますので、そうなった場合、業者としては影響は受けられるんじゃないかというふうにしております。

ただ、今、先ほど言いましたように、そういった形で、随時的ではありますが、もう一回調査を行いまして、次回の指名願等につきましては、そのあたりに資料等を確実に出させるということで考えているところです。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。まあよくわかる

んですけども、要するに落札をした。しかも、その要件を満たしていない。落札を辞退せねばならないんじゃないですか、そこは。

要件を——看板設置だったりとか、専用電話を配置してるか、備品、そして、専任技術者がいるかどうかという、このことについて、いなかった場合、もしくはその要件を1つでも満たしてなかったら、この要件に合致してないんでしょう、あなたは入札に来る資格はなかったですってということでですね、落札された方でも辞退をする必要があつとじゃなか。その辺については、要件を満たしてなくても落札はオーケーというふうに、今してる場所なんですかね。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 今、要件を満たしていないというのが、今のところそういった、こちらとしては判断を今していないところですよ。

今、当然、指名願に参加してらっしゃる方は本店または準市内業者という形で今こちらとしては取り扱っておりますので、当然その業者さんが、準市内業者さんが落札された場合は通常の落札業者という形で取り扱っております。

ただ、そういった認定基準等を、要件を満たしていないという部分が確実に明白でなりますと、先ほども言いましたように、そもそも準市内業者じゃなくて、市外業者という形になりますので、あくまで指名願には、市外業者だろうが名簿登録はされますので、ただ選定頻度等が本店業者、準市内業者とは違ってまいりますので、指名される機会が少なくなるであろうことで、まさしく指名そのもの、名簿から外すということではございません。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。平成22年の9月1日からね、認定基準が決まったというふうなところから、もう2年はたつわけですね。

その間に、こういうふうな形で実態のない業者がね、落札をしてるという陳情上がってくるということは、そこについては何か甘いところがある今まではあったんじゃないかなと思いますんでね、その辺はせつかくつくった認定基準であり、要件であり、その辺をやっぱ満たす業者に発注をするということをですね、要望しておきたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。ちょっと課長聞きたかったです。さっき言ったように、例えば入札する場合に、八代市の業者さんで入札数に足らなくて、市外からという、そういう工事というのは小さい工事ですか、大きい工事が多いんですか、それ。

○契約検査課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） あっ、はい。

○契約検査課長（桑田謙治君） 基本的に工事の種類といいますか、基本的に特殊工事ですね、例えば何か大きな施設とか、そういう場合については、もう基本的に市内業者ではできない部分がありますから、もうその場合ははなから市外業者の大きなところを選びます。

あと、通常、市内の業者でできる内容の工事につきましては、基本的には先ほど言いましたように、ランクごとに分けておりますから、ランクによっては市内の本店の業者さんが10者満たない場合がありますもんですから、そういった場合は、次は準市内業者さん、支店——準市内業者ちゅうのは要は支店業者ですね。市内に営業所、支店を持ってらっしゃる業者さんを指名して、10者まで満たして、そこで指名競争入札に参加していただいているところでございます。

ですから、全く市外業者が入るちゅうことで

はございません。そういった業者。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） そこがこれの問題だと思うとですよね。だけん、自分たちで手の届かぬことに対しては、別にそれはないと思う。手の届くとは、自分たちの仕事に入らずに、よその会社に、トンビに油揚げみたいな状況だから、絶対にそれはせぬでくれというのが問題だと思いますので。指名業者を10者をちょっと減らすだとか、そういうことの考えも一つの方法じゃないかな。

そして、やっぱり地場の企業のこういう、これは切々たる訴えであるからですね、そういうのを考えてやるのが大事じゃないかなというのと、課長が今言われた、今度、指名願がな、そんなときはまた検査するということだけん、それは徹底的にやっぱ検査してほしいというふうに思います。

そのために私は、これはやっぱり一つの、契約検査課か、——が管理する以上、そういう適正なる指名入札ができるようなためにも、私はこれはいいんじゃないかなというふうに思いますね。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員長（田方芳信君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） とにかく端的にわかりやすう、ちょっと聞くですけども、私の認識は、例えば22年度に認定基準が市でもつくって、そしてそれを粛々とやっている。今、会社で会社じゃなかごた、例えば、何といいますか、社員も常駐しとらぬ、そうした会社は、要するに指名も外しよっと、わかって。ということは、端的に言いますよ、こういう事態は、実際起こっていないということでしょう。どうですか。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） そういった要件を満たしていない業者等につきましては、これまで、書類審査から必要に応じて実態調査等を行ってきておりまして、今のところ、準市内業者から市外業者に、要件をクリアしないからちゅうことで、そういった市外業者に切りかえたことはございません。

ただ、ここに要望等がありますように、そのとき時点はクリアされてらっしゃっても、後からそういった従業員が常駐しなくなったとか、そういう場合も考えられますので、そういう場合は、そういった業者等につきましては、定期的なり、抜き打ち的に調査をしてるちゅうことで、今回も、今後そういった形で調査をいたしまして、次回の指名願についてのときまでは、ちゃんとした、そういった要件を満たすような書類等を出してくれということでしょう。

それで、要件満たさない場合は、もう市外扱いというような形で今後は考えていきたいということ。

それともう一点。これにつきましては、あくまで、基本的にはそういった市内営業所、支店等につきましても、そういった業者につきましても、かなりの能力とか等も持ってらっしゃいますし、市民の方の雇用、それと税金あたりも納めてらっしゃるちゅうことで、市内本店以上に、そういった形してらっしゃる営業所も確かにあります。

そういうことですから、基本的には、その本店は当然優先していきまして、そういった準市内業者につきましても、そういったことも踏まえまして、逆に排除するということではございませんで、こういった要件を満たしている以上は準市内業者として扱いまして、そういう要件を満たさない業者につきましては、基本的には、市内業者、市内営業所業者じゃなくて、市外業

者として扱いますという考えで、今後は進めていきたいということで、こういった要望等も出ておりますので、さらに実態調査等について、ちょっと実施を取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（松浦輝幸君） はい、じゃ。

○委員長（田方芳信君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。市の要するに、立ち場としてはよく理解でくつとです、今説明のこと。だからですね、我々も多少し実態というものを把握してみたいと思いますので、これは私は継続審査だと思いますけども、いかなもんでしょう。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 質問よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回のこの要望の中でですね、大体公共工事というのは技術力の向上と、それから競争性もまた伴っていかねければならないという、その原則があつて思うとですが、この中で、八代市内、もともとの業者でですね、電気工事組合に入っていられない方、そしてまた一方では、この組合に入られておつてですね、20年未満の方、そういう業者の方がおられるんですか。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。今、橋本委員さんからありましたように、基本的に契約検査課としては、そういった組合——電気工事協同組合はあくまで業者さんたちの任意の組合でございますので、技術研さんと経営のための、そういうことでございまして、そういった組合員か組合員でないかちゅうのは、把握はいたしておりません。それが、指名上有利になるとか不利になるとか、そういった扱いもいたしておりませんので、ちょっと今のところ、加入

業者さんが何名で、非加入業者さんが何名かちゅうことはちょっと把握はしてないところでございます。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） これはわからないわけですか、調べればどうこうというのは。

○契約検査課長（桑田謙治君） それは多分、業者さんあたりにお問い合わせしたら、組合員かどうかはわかるかと思います。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長、手を挙げて言ってください。

○契約検査課長（桑田謙治君） あ、済みません。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。そういった組合のほうにお願いすれば、組合員かどうかはわかるかと思います。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。私はですね、やっぱりそういういろんな、まだ細部にわたつてですね、これは調べていかぬとですね、やっぱり市内に在住しとつてですね、やっぱり公平性に欠ける、競争のまた原理にも欠けるような状況になつたらいかぬと思いますから、それについては、私もまた継続して調査する必要があるかと思っています。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（田中 安君） はい。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） これの4番目に、便宜的に電気設備工事に併願提出しているいろんな業種が書いてありますけども、この併願の扱いの場合、どのような入札に対する執行部としての考え方あるんですか。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 併願は、この電気以外にも基本的に全部あってまして、そもそもうちの指名願、指名の申請方法の考え方がなってくるんですが、基本的に八代市の場合は、指名に当たりましては、経営審査事項の点数ですね、経審。で、プラスいろいろ主観点ということで、そこの業者の技術者の数とか、完工高とか、ISO取得とか、それは市のほうで独自で設けた点数なんですけど、そういった経審が客観点、それとさっき言いました主観点合わせて、点数で今後の業者数と発注案件数を見ながら、格付ちゅうのを行っているんですが。

その中で、基本的にどの業務を希望されますかというような、どれとどれをされますかという形の聞き方はいたしておりませんで、基本的に主な業種を1つ聞きまして、それ以外は、基本的には経審上に点数が持ってらっしゃる方については、業者さんから、これはしません、この業種は希望しませんという以外は、全て経審上点数を持ってらっしゃる業者さんにつきましては、それぞれ指名登録をしてるところでございます。

で、先ほど言いました併願というのは、主なる希望以外の指名願に登録されている業種のところを併願と言いまして。基本的には先ほども言いましたように、まず等級、ランクごと、それと、主たる主な希望業種を優先的に指名は業者選びますので、基本的に併願はもう例外的な扱いで行っています。（委員田中安君「例外扱いですね」と呼ぶ）はい。ということで、その地域によっては、業者さん数が少ないとかですね、そういう場合については例外的な扱いで、指名に選定する場合があるということでございます。

ただ、一般競争入札につきましては、基本的には市内業者という形で要件を設けておりますので、そういう場合については、一般競争ですから、今3000万以上という形になりますの

で、そういった一般競争——制限つき一般競争入札の場合は、併願業者も今のところ参加されるいうふうに扱っております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（田中 安君） 済みません。

○委員長（田方芳信君） はい、田中委員。

○委員（田中 安君） 今の経営審査という形で、それは、例えば電気工事が何%で、それから、例えば土木工事が80%、そして電気が20%とか10%とかというふうな、それぞれ明確に出てくるんですか。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 経審につきましては、もう業者さんが——結局、経審ちゅうのは公共工事を請け負うために必要なやつになりますもんですから、業者さんとしては、公共工事で土木もしたい、電気もしたいという、管もしたいという形になりますと、それぞれに経審をとられまして、それぞれに完工実績とか、それに充てられる技術者の数とか、そういった形でそれぞれ点数がついてきますもんですから。ですから、何%、何%ではなくて、はい。それぞれで業種ごとに点数が出てくるというような形になります。（委員田中安君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか、田中委員。

○委員（田中 安君） はい、いいです。

○委員長（田方芳信君） ほか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） 22年度だったかな、やっぱり同じ電気関係で陳情が出とって、あのときはわかるんですけどね。ここにあるように転送電話のみでというのが実態的にあったとい

うことで、あのときの陳情書はたしか採択したと思うんですよね。それに基づいて、いろいろと市内業者、準市内業者、それから市外の業者とかいうふうに分けたりとかして対応されてるというのはわかるんですよ。実態的にそれが本当に皆さんがそれを守っておられるかどうかはちょっと疑問な点がありますけれども。

この文書の中でですね、一番の最優先の選任に配慮願いたい項目ちゅうところで、八代市に主たる事業所を置きというのは、まずまずいいかなと思いますけれども、電気工事協同組合に加入している電気設備工事会社及び事業所としての、これはもう任意の団体のみにしてくださいというの、これはちょっとまずいかなと。こういうふうなことを要望されても、それを市の公共工事でそういう考え取り入れるちゅうのはまずいかなと。

先ほども橋本委員が言われたように、昔から組合に加入せずして、一生懸命やっておられる人もおると。その人は、20年以上たつたつて、組合に入らなければ工事を受注できないような感じになってくる。それはやっぱり防いでやらないけぬし、逆に、2番目にするんでも、20年以上経過した者でないとだめみたいな話をする、今から電気会社を起こして一生懸命頑張つて、公共工事もとりたいよねと言うたら、そしたら、そういう人たちはずっと公共工事に参加できなくなるというような形にもなりやせぬかなと思つて。ちょっとこれ、文言ちゅうか、制限が少し厳しいのかなと。ずっと読んでいくと、ある一定の組合員さんだけに有利な話なのかなというふうにもとれるのかなと思つてですね。

言うように、選任しないよう配慮願いたい項目のほうではですね、やっぱ法に定めるところの専任技術者等が常駐していないとか、当然公共工事はそういう技術者ですね、1級の資格を持った管理者とか、そういうのを常駐しなさい

とかいう条件を出してやりますから、こういうのは、ああ、わかりますねっていうことなんですよね。

だけどやっぱり、文言の中でちょっと、それは皆さんの公共性からしたら疑問があるなちゅう文言もあるもんだから、そういうところももうちょっと勉強して、契約検査課のほうもですね、こういうのはとても認められないような内容もありますよということもあるでしょうし、そういうのをもうちょっと勉強したいなと思うんで、一旦これは継続という形にしていっぱうがいいのかなという気持ちはあります。私はそういう意見ですけど。

○委員（大倉裕一君） よかですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今、増田委員から話があった分と関連するんですけど、1つの任意の組織を指名してくれとか、そこに所属していないところは指名しないでくれとかっていう話になると、独占禁止法の部分に少し触れる部分があるんじゃないかなというふうに、私自身思うんですけど、担当課としてどのような見解をお持ちですか。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） この組合は多分、業者さんたちの経営維持とか、何ちゅういますか、能力維持のためのそういった任意の組合で構成されてらっしゃるんだと思います。

それで、先ほども言いましたように、指名願につきましては、経審等でその業者さんについては、ある程度の経営能力といいますか、施工能力を認定したところで市の指名願等に登録をして、それぞれランクごとに登録をしてるところでございまして、そもそも指名願等でその業者さんの能力等については、ある程度一定の能力があるということで、市としては登録をして

るという認識をしております。

そういった形で、能力等につきましては実証されたということで考えておりまして、先ほども言いましたように、そういった任意の組合等に参加されてらっしゃるということで、優先的にそういった指名等にするちゅうことは、原則、基本的には行っていないのが状況でございます。

ただ唯一、市に対して、行政に支援とか、そういった行政のために頑張っていらっしゃるそういった災害協力会とか、そういった団体等につきましては、指名等で配慮してるということもございます。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 私の質問に答えていただいてないと思うんですけど、もう一度、独占禁止法という部分に抵触するおそれがあるのかないのか、イエスかノーかで構いませんので、お答えをいただきたいと思います。

○契約検査課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○契約検査課長（桑田謙治君） 特に独禁法あたり、細かく競争性を阻害しないというのがもう原則にありますので、そういった意味では、独禁法そのものに抵触するかどうか、直接はちょっとわかりませんけども、そういった独禁法からずっとあんま好ましくないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） この陳情の取り扱いということですけども、やはり市内業者さんに公共工事の発注というのはですね、原則的市内業者さんにやっていくべきだというふうに思いますし、やはり、まだまだ行政の目をかいくぐってというようなところもあるのかなというふ

うに思います。

そういった意味から、この陳情者もこの陳情を出されてると思うんですけども、内容にですね、もう少しやっぱ精査していく、審査をしていく部分があるというふうに私も思いますので、継続という扱いでお願いができればというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（田中 安君） 済みません。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） この文書表の一番上に、八代電気工事協同組合理事長松永要ほか1団体と書いてありますが、この、ほか1団体で公にできないんですか、委員長。

○委員長（田方芳信君） 公にできないことはないと思いますが、それにたしか――。

○委員（田中 安君） 1団体で書いてあつとですよ。要するに、それがですね、例えば公共的な団体であるのかどうかというのを含めてから知りたいんですけど。

○委員長（田方芳信君） ちょっと小会します。

（午前11時24分 小会）

（午前11時27分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

田中委員。

○委員（田中 安君） この陳情につきまして、ほか1団体というふうに名前が書いてない団体がありますけども、それについては発表できますか、いかがでしょうか。

○委員長（田方芳信君） わかりました。じゃ、それは、その件については、執行部のほうから、――事務局のほうから発表ですね、言わせていただきます。

○書記（寺原哲也君） はい。もう一つの組合さんということで、電九協城南電気工事協同組合さんのほうが、もう一団体ということで入っ

ていらっしやいます。（委員田中安君「城南一」と呼ぶ）電九協城南電気工事協同組合。

（「電九だろう」と呼ぶ者あり）はい。電気の電に九州の九に、協力の協に城南。（委員田中安君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか、田中委員。

○委員（田中 安君） はい。

○委員長（田方芳信君） 田中委員。

○委員（田中 安君） はい。今まで皆さんの意見をいろいろ聞いてみたところ、やっぱりこれについては、本来は業者の皆さんが、執行部が言ったような準市内認定基準ということについて、やっぱり業者の皆さんがそれはおかしいんじゃないかと。もうちょっと実態のない業者がいますよというふうな陳情だと思いますので、本来から言えば、通していいべき話だと思いますけれども、やっぱりこの1点目、2点目、そういうふうな話の制限ということも考えたときに、やはりもう一回か2回ぐらいは勉強してみたいと思いますので、継続にしたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。形勢が不利なようでございますのでという。私は電気工事ばかりじゃなくて、土木工事とか躯体の工事とかも、こういうやっぱ問題があるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、委員長にお願いしたいんですけど、私も継続でいいとは思いますが、この間にですね、そういう諸問題を勉強させていただくようお願いしときたいと思います。

それでよろしければ、私も継続でじっくりと協議したほうがいいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） はい、わかりまし

た。

ほかに。

○委員（植原 勉君） まだあつど。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） はい。大体ですね、こういうことが陳情で上がってくること自体がな、これはもう行政の怠慢で問題だもん。だから、契約検査課に何回、議会でも一般質問をしたり、ここの部署を2つに分けて発注してくれんかちゅうても、時間がないとか、いろいろなことで断られとつとですよ。

議会の議員さんたちは、まず地元業者に優先してさせたいという意向をこれは強く持っておられますけれども、それで、じゃ八代市内の業者がこん管外の仕事をとる人ちゅうのがどれくらいあるのか。また、それをぜひ資料としてですね。八代の工事を管外の業者がどれだけとられるかというのを資料として、ぜひ出していたきたいと思います。

そしてまた、そういう要望をですね、やっぱり議会でもいろいろ皆さんが言っておられますけれども、契約検査課でですね、その発注問題について、地元のこれは資格がないとか、ランクがAとかBとか、いろいろ決めておられますけれども、やっぱり孫請のまた孫請をする業者もおるわけですね。だから、中には、その意見を聞いてみっと、もう全然、日当も出らぬようなことを、今度もしたけん、もうせぬとかいろいろ聞くわけですけど、そういう実態ちゅうのをね、やっぱぴしゃっと担当課のほうで把握をしていかぬと、そういうような市民の上へのうのうとあぐらかいとるような、契約検査課で今後はもうちょっとそういうところを改革をしてでしようが、地元業者に発注をすると。

そしてまた、そういう架空の業者とか、そういうことがこの議会に請願で上がってくるちゅうとが非常にですね、これはもう問題でしょうもん。まちっとしつかりせえよ、もうちっと。

だろうが。言うたっていっちょん聞かぬどが、何でも。

じゃ、今行政は議会の上にあぐらかいとって、議員を踏んづけとっておんなしじゃないか、それは。だから、もうちょっとそういうところをでしようが、まちよつと。だから、技術が例えば物すごくあっても、下請とか、孫請せぬばしよんなか会社ちゅうのもあるわけですよ、私もいろいろ聞いたところによると。行政は、それは重々わかつとるわけだ。だから、そういうところを改革するようなことをやっていかぬと、立派な業者ちゅうのは土木も電気も全て育たないわけだから。

そういうのを、これを採択して議会に提案しなさいよ、これを。私は十分採択していいと思う。そしてまた、これを議会のほうに提案、じゃ、どういうふうにやっていきたいというのを、改革をして条例をつくとか提案をして、議会で決めればよかこつだから。こういうのをだらだら引き延ばしていく必要はなかないと思います。私は採択していいと思います。

以上、意見です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、（「採択」と呼ぶ者あり）採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機

能の充実を求める意見書の提出方について

○委員長（田方芳信君） 次に、平成23年陳情第12号・防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

何かございませんか。

○委員（植原 勉君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） はい、植原委員。

○委員（植原 勉君） いろいろ自治体のほうから行政サービスを求めておられますけれども、サービスばかりよりも、やっぱり自分たちで防災意識ちゅうのを立ち上げるということが、一番のやっぱり課題で思うんですよね。

実際、災害があったときには、自分たちのところが一番、自分たちで守るという、その観点からやっぱ、余りサービス、サービスで言われても、やっぱ限りある財源の中からやるわけですから、少しはそういうところを認識していただきたいという私、要望をいたします。

○委員長（田方芳信君） 植原委員、その場合、継続なのか、採択、どちらのほうで。要望じゃなくて。

○委員（植原 勉君） いや、それは意見ですから、採択はしていいと思うですよ。

○委員長（田方芳信君） 採択ちゅうことで。

○委員（植原 勉君） はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） これは3回目になつてかな、もう。

やっぱ、あっち立てればこっち立たずで、結局、今の国の中では道州制というのも着々と進められておると。そすと、その中で結局、一環

として、いろんな統廃合の中で、出先機関の廃止とか、そういう一部あつですね。

で、こん中では、やはり5項目あるわけですが、1については結局、所管としては総務委員会というような、そういう一つの範疇にあるわけですたい。確かに1級河川の改修とか維持管理というのは、国にやっていってもらいたいし、片っぽでは、道州制の白紙とか、非常にその、何といたしますか、広範囲にわたって出とるもんですから、賛成の部分もあるし、どうかなという部分もあるしですね。やっぱりその辺については、このまま行けば、ずっと継続、継続で行く可能性もまたあつとじゃなっかなと。もうちょっとここは出すほうが整理していかなと、建設環境委員会としては困るなという、そういう感じが今持つとつとですよ。

○委員長（田方芳信君） ほかありますか。

○委員（田中 安君） はい、済みません。

○委員長（田方芳信君） はい、田中委員。

○委員（田中 安君） 今、橋本委員が言われましたようにですね、余りにも広範囲で、1つは、1番のやつは白紙に戻せとか、そげな極端な話もありますし、といて、4番目、5番目あたりは当然の話であるし、そして2番目も今から先の話になっておりますし、3番目は私は全くこれについてはですね、国の出先機関の体制・機能の充実を図るとするのは当たり前の話だと思うんですよ。

そういう意味合いでですね、どうしようもないんですよ、橋本委員の意見と同じで、もうどうしようもないから、審議未了にしようというふうに私は思うんですけど、いかがでございましょうか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（田方芳信君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私も全く、今、橋本委員さんと田中委員さんと同感でですね、私もや

っぱり、審議未了でいいと思います。（「うん、それでよか」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。意見を聞いておりますと、項目の5つのうち、中には採択してもいいんじゃないかという意見が出てるというふうに思います。

手法としての提案なんですけど、項目採択というのが、たしかできたというふうに思いますので、陳情者の趣旨も考慮すれば、審議未了という形ではなく、項目採択で審査をしたらどうかなというふうに思いますが。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 私は、確かに項目も重要であるし、そんな趣旨、趣旨というのもまた大切な意味合いを私は持つてるかと思ひます。だからもうこの際ですね、1回、そういう趣旨と一緒に出し直していただきたいと。それが、私は一番いい陳情ができるんじゃないかなと思ひますが。（「同感。そのほうが得て」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） じゃ、ちょっと意見も出尽くしたみたいですので、ちょっと小会します。

（午前11時39分 小会）

（午前11時46分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

ただいま審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないことと並びに結論を得るに至らなかつ

たこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(田方芳信君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長(田方芳信君) お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 異議がなければ、異議なしと認め、そのように決しました。

次に、——ちょっと小会します。

(午前 11 時 47 分 小会)

(午前 11 時 49 分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(田方芳信君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

・生活環境に関する諸問題の調査(八代市環境センター建設事業の進捗状況について)

○委員長(田方芳信君) このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して 2 件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それではまず、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてをお願いします。

○環境部長(福田 晃君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 福田部長。

○環境部長(福田 晃君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

環境センターの建設の進捗状況について、担当の小橋が説明申し上げますが、あしたは環境センター建設委員会の第 1 回の選定委員会となっております。あした、委員の先生方に委嘱状をお渡しする予定でございます。

それから、ただいま資料を別紙 2 枚差し上げました。この中でですね、重要なところがありまして、もともと 1 日 150 トンの炉をちゅうことでしてございましたけれども、今回、この委員会ですね、選定委員会に上げる資料の中で、ちょっとそれを変更する理由が出てまいりましたので、それについても詳しく小橋のほうから申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○環境センター建設課長(小橋孝男君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 小橋課長。

○環境センター建設課長(小橋孝男君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料、建設環境委員会資料をお開きいただきたいと思います。

まず、1 ページをお開きください。

今、福田部長のほうに説明がありました、あした、八代市環境センター施設整備及び運営に係る事業者選定委員会を開催いたします。

その中で、まずスケジュールについて、この会議のスケジュールについて御説明を申し上げます。

まず、入札方式ですが、総合評価による一般競争入札方式といたします。

開催日はあした、第 1 回目、9 月 20 日木曜日、14 時からです。5 階大会議室です。

それから、計 7 回を予定しておりますが、来

年の6月を7回目の会議と予定しております。

会議の流れでございます。

まず1回目は、実施方針案の審議をしていただきます。

2回目は、要求水準書の案。それから、入札公告書類の案というふうに進めてまいります。それが固まりましたところで業者を募集いたします。

入札公告書類の審議に入っていただきます。これは各条件とか資格とか、そういったものを審議していただくんですが、そういったものを3回目に行います。

4回目では、参加状況の報告、審査方法の審議などを行います。何者が申し込んで、どういうふうな対応をするのか、そういったことを審議いたします。

5回目では、提案書を書類で出していただきまして、これは設計図、パース、それから計算書、いろいろなものを出していただきますが、その事前聞き取りを行います。

6回目に、提案書の審査の審議を行いまして、最終7回目でメーカーからのプレゼンを行っていただきまして、委員会でヒアリングをすると。そこで、最優秀提案者を1者決めていただいて、そこと仮契約を行うということになってまいります。この委員会では第1位を決めるだけです。この後、仮契約という運びになってまいりますので、7回目までは最優秀提案者を決めるだけでございます。

下のほうにスケジュールをつくっておりますが、おおむねこのようなスケジュールで、1回目から7回目までを進めてまいりたいと考えております。

それから、大事なことなんです、あしたの第1回目に限りまして、公開審議とさせていただきます。先週の金曜日にホームページのほうに傍聴の御案内をしているところでございます。約30名程度を傍聴可能と考えておりま

す。

それでは、2ページ目をお開きください。

2ページ目は、この委員会の――選定委員会の委員の名簿を載せております。

簡単に御紹介をしておきます。あいうえお順です。

1番目に、荒井喜久雄さん、公益社団法人全国都市清掃会議の技術部長でいらっしゃいます。

お二方目が浦野登志雄さん、熊本高等専門学校の八代キャンパスの教授でいらっしゃいます。

3人目が上久保祐志さん、同じく熊本高専の八代キャンパスの准教授でいらっしゃいます。

4番目が川井健次さん、中九州短期大学の教授でいらっしゃいます。

5番目が熊本大学大学院の鳥居修一教授です。

6番目が八代市企画戦略部の福永知規次長です。

7番目が熊本高等専門学校八代キャンパスの古嶋薫教授です。

それから、8番目が歩み法律事務所、松村尚美弁護士です。

9番目が八代市環境部、宮川正則次長です。

10番目が崇城大学工学部の村上泰浩教授です。

11番目が、熊本県立大学総合管理学部の森美智代教授です。

12番目が、八代市総務部、山田忍次長。

計12名の委員で構成しております。

ここで1点だけ、今部長のほうから御挨拶の中に御案内がありました、実施方針の中で変更部分が出てまいりました。この説明について、先ほどお配りしました説明資料を使いまして御説明させていただきます。

A3の2枚の資料です。変更前、変更後と書いたものから説明させていただきます。

これは、実施方針の特定事業の選定に関する事項であります、この中で、施設規模等を決めるところがございます。

まず、(2)ですね。左側、変更前を御説明いたします。

施設規模、1日当たり150トン、75トンの炉が2炉です。

処理方式は、焼却または溶融方式ということで掲載しております。

それから、リサイクル部門、左下を書いております。施設規模が、1日当たり5時間運転で17トンというふうに書いておりますが、これをともに変更いたします。

右側の変更後をごらんください。

まず、焼却溶融部門ですが、施設規模を134トンといたします。67トンの炉が2炉。それからリサイクル推進施設ですが、これは施設規模を20トン、1日5時間運転で20トンの処理が可能というふうに変更いたします。

その根拠を御説明いたします。2枚目の計画処理量推計の比較表というのをごらんください。

まず、設定です。右側のほうに説明をしております。ちょっと読み上げさせていただきます。

今回の推計については、あくまで熱回収推進施設に搬入されると想定される計画処理量（事業系を含む）の推計をしておりました。また、これに災害廃棄物の量を年間——これは平成16年の16号台風のときの実績です。これに災害廃棄物の量を1906トンを加えて、施設規模を算定しておりました。

計算式、下に載っておりますが、この計算式の中で、人口を平成26年度現在で12万7616人と推定しておりました。1日1人当たり排出されるごみの量を785.3グラム、これは燃えるごみをここに書いております。

そこで、見直した経緯なんです、国のほう

に、環境省のほうに提出する際に、平成22年の9月なんです、このときに、まず5年間、22年から26年度までの5年間の計画を出しなさいというふうになっておりました。このときに、平成27年度現在の処理量を推計しなさいということだったんですが、そのときに申しましたのが、先ほど言いました12万7616人で計画しておりました。

しかし、左側を見ていただくとわかるんですが、現実、平成15年から23年度までの実績を書いております。これに、1人1日当たりのグラム数を書いておりますが、これは1日家庭から出される燃えるごみ量の実績でございます。830.32から、昨年度が727.71というふうに、燃えるごみ量は減ってきております。

これを将来推計掛ける必要がございます。平成24年度まだ実績が出ておりませんので、平成24年度から平成34年度まで、この727という数字を使いまして、このままずっと同じ燃えるごみ量が出されたとしたらということで、727を原単位としております。

これに、人口推計を掛けております。そうしたときに、平成29年度の供用開始時点では、年間に3万4109トンの燃えるごみが発生すると。これを処理するために、1日当たりの炉は何トンであつたらよいかという答えから、今回、134トンという数字をはじき出しております。

実はこれは、平成27年度以降の5年計画、第2次地域計画の提出の際に本来であれば固める必要があつたんですけども、実施方針案を今回出すに当たりまして、施設の規模、つまりイニシャルコストに影響してくること、それから、ランニングコストに影響してくることが考えられます。

そうしたことで、平成26年度、平成27年度の第2次地域計画の提出を待たずに、今回、

実施方針のほうに134トンとさせていただいたということでございます。

こうした見直しをかけております。きょうの委員会のほうにこれを御報告したくて資料をつくってまいりました。

以上、134トンの根拠を御説明いたしました。

それから、リサイクルのほうの17トンから20トンにつきましては、搬入される資源物の中に可燃物が相当入っておりますので、それを3トン分加えた形で、20トンに見直しております。

これももう推計でございますが、現在が5時間運転の約17トンから19トンぐらい、現在中北で処理、リサイクル、資源化しておりますので、大体、ほぼ現状と変わらないのかなと。20トンぐらいはやっぱり資源物があるのかなということで、これだけの施設を用意する必要があるということを考えました。

以上、2点につきまして、変更の理由を御説明いたしました。

続きまして、資料に戻りまして、全体スケジュールの御説明をさせていただきます。

これは、以前にも御説明したかと思いますが、環境アセスメントから、この事業者選定委員会までのスケジュールを書いております。並行して、土地の交渉、それから環境アセスメントなどを作業を行っておりますので、それを含めまして御説明させていただきます。

まず、1番上です。

環境影響評価、現在がフォーシーズン目の現地調査が冬から始まりましたので、冬、春、夏、今度は秋に入っております。最終工程に入っております。来年の11月、一次意見をもらいましたら、公表、評価書の公告縦覧で最終を終わります。

それを受けまして、全てのアセスメント調査が終わりましてから、2段目です。港湾計画の

変更の手続に入っていただきます。これは県の作業になります。それから地方港湾審議会を経まして、県の県議会の承認を受けまして、県の土地が八代市に売り払いが可能であるということになってまいります。それが平成26年の11月ごろを予定しております。

それから、下の段、地方港湾審議会が終わりましたら、今度は国のほうが、今、未竣工のまだ土地でない土地を竣工させて、土地として売り払っていただきますので、その手続に入っております。埋立竣工手続とっておりますが、約、これが平成26年の5月から平成27年の11月ぐらいまで、約2年間かかると言われております。この手続を終えまして初めて、県の土地、国の土地が八代市所有となりますので、それから工事着手ということになります。

工事着手可能なのが、平成27年の12月ということになります。それから2年かけまして、供用開始まで平成29年の11月ごろを供用開始として目指すということになります。

当初予定よりも若干おくれ気味ではございますが、県と国のほうにも、もう少し手続を縮めていただけないかという働きかけを今後もしていきたいと考えております。

それから、下から2番目です。事業者を決めます事業者選定手続、あしたからいよいよこの会議に入っておりますが、約1年かけまして、来年の9月ぐらいに議会承認をいただければ事業者が確定すると、本契約ができるというふうな運びで、今現在進めております。

一番下には、第1回目から第7回目までの会議の議題を書いております。

続きまして、4ページをお開きください。

以前にも委員会で御説明したかと思いますが、この環境センター建設に伴いまして、周辺漁業関係者より9項目の要望が出ておりました。それを実現化、具現化するために、協議会を立ち上げております。

具体的には、7ページをお開きください。

この9項目の要望を話し合っていくメンバーなんですが、代表者会議といいまして、メンバーを御紹介いたします。

八代漁協、鏡町漁協、八代水産、八代市農林水産部、八代市環境部、この5団体で話し合っています。

スケジュールにつきましては、9項目の内容について御説明をいたします。

9ページをお開きください。

この協議会の発足に当たりましては、理由がここに書いてございます。要望事項の第1点目、周辺整備に伴う建設推進協議会の設置を希望されております。これを受けまして、ただいま申し上げましたメンバーで話し合っています。

それから2点目は、荷さばき施設の整備。これは、年度計画を後で御説明いたしますが、これも協議会の設置が必要となっております。

それから、10ページをお開きください。

3点目が、アサリ漁場の恒常的な整備。

それから4点目が、藻場造成事業。

5点目が、指定漁場への簡易漁礁の投入。

11ページをお開きください。

6点目が、稚魚増殖センターへのエネルギーの供給。これは、供用開始後に供給するというところで御納得いただいております。

それから7番目、道路整備。これは、接しております道路が県の港湾道路でございますので、ここを通る車両がふえますので、ほこり対策として、散水車の常設を希望されております。

それから8番目、球磨川本流と前川に流れ込む流量調整に関する協議ということで、これは、以前にも御説明いたしましたが、球磨川漁協さんと八代漁協さんの意見が真っ向から対立しておりますので、球磨川の量を前川のほうに増量するということは、なかなか話し合いがつか

かない状況でございます。アユの遡上が球磨川本流のほうを遡上してまいりますので、前川のほうに流量をふやすということは、球磨川漁協さんのほうが御納得いただけないという現状でございます。これは今、国のほうに、国交省のほうに調査を進めていただいております、なかなか結論も難しい状況でございます。

それから9番目、環境センター事故等による被害補償ということで、工事中から含めまして、八代市に瑕疵があった場合は補償対象いたしますということを回答しております。

それから、資料の12ページですが、この協議会を進めるに当たりまして、どんなスケジュールで話し合ったらよいかということで、まず23年度にこの協議会を設置する予定でしたが、ちょっとおくれまして24年度になっておりますが、協議会を設置いたしまして、あと、3番、4番、5番、これにつきましては、魚がいっぱいとれるように、アサリの漁場の整備でありますとか、藻場の造成でありますとか、漁礁の投入でありますとか、そういったものを25年度にまず試験を行って、その後26年度以降の実施に向けて話し合いをしていくということで、まず25年度の試験予算を24年度に獲得する必要があるんじゃないかという協議を今年度進めていただくということになります。このようなスケジュール案で進めています。

続きまして、2番目の荷さばき施設の整備に当たりまして、13ページをお開きください。

荷さばき施設の整備を進めるに当たりまして、国の財源といたしまして、水産庁の交付金を財源といたしたいということで、それを申請するためには、産地協議会というのを発足させなさいと。これを設けないと交付金対象といたしませんということで条件がついております。そういった関係で、この協議会も8月22日、八代漁業協同組合の事務所で第1回目の会議をしております。

メンバーにつきましては、17ページをお開きください。

団体名を御紹介しておきます。八代漁業協同組合、鏡町漁業協同組合、八代鮮魚商協同組合、熊本県八代地域振興局、八代市農林水産部、八代市商工観光部、八代市環境部の団体で構成されております。

18ページをお開きください。

産地水産業強化支援事業という、この水産庁の交付金メニューがあるんですが、これの基準というのを一番上に書いております。ここを、強化方針が何を目指しますかということで、まず所得の向上を目指しましょうと、それから、漁村の魅力向上を目指しましょうということで、この交付要件がなされております。結果的に申し上げますと、3%の所得向上、漁獲高の向上を目指してくださいということです。

一番下にスケジュールを書いております。今年度が計画の策定、この協議会によって計画の策定をしてみたい。それから、実際、設計、施工はいつになるかといいますと、25、26で設計、施工という計画で進めております。設計の前に、国のほうにこの交付金の申請をする必要がございます。

それから、3年間のこのソフト事業というのがあるんですが、ここでいろんな施策を打ち出して、流通も含めまして——魚の流通を含めまして、所得向上、それから魅力向上、それから漁獲高の向上というのを目指して、29年度に成果を発表するというふうな目標になっております。

それから一番最後に、20ページに地図をつけておりますが、これはこの周辺に、先ほど言いましたアサリでありますとか、藻場でありますとか、漁礁でありますとか、それから前川、球磨川の流量のこととか、そういったのが大体的な位置的なものでわかるような図面をつけております。

この場所につきましては、今後この協議会で話し合ってみたい。なかなか水深が浅いものですから、海上保安庁との問題もございまして、簡単に漁礁とかを設置できにくい状況であるというふうに聞いております。そういった設置場所も含めまして、実際に具体的に話し合っていきたいというふうに考えております。

急ぎましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○環境部次長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） ちょっと待って。宮川次長。

○環境部次長（宮川正則君） 先ほど、小橋課長の説明で一部逆のことを言いましたので、訂正させていただきます。

実施方針の案の抜粋を説明しましたが、その中で、マテリアルリサイクル推進施設、これは能力を17から20トンに変更しましたときに、燃えるごみの中に資源物が入っていると表現しましたが、資源物の中に燃えるごみが入っていることを考慮して20トンということになりましたので、修正させていただきます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） はい、わかりました。

本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（植原 勉君） ちょっとよかですか。

○委員長（田方芳信君） はい、植原委員。

○委員（植原 勉君） 球磨川の水量を7対3に分ける、球磨川漁協と八代漁協が、ちょっと意見が合わないということを今説明を受けましたけれども、これは、この漁協間の問題の前に、国交省のほうで、これに対して何も、水量分配について何も言わぬだったんですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は
い。非常に悩んでおられまして、国のほうも。
あそこの六中の前でアオサですかね、青ノリと
アオサ、それから、あそこをアユが遡上するル
ートであるということ、それから、もともと球
磨川の本流が、球磨川漁協さんに言わせると
少ないと。私たちが考えてる量よりも少ない。
だから、逆にもっと欲しいぐらいだというふう
な意見を国交省にずっと言われておったみたい
です。

それから、八代漁協さんは八代漁協さんで、
前川のほうにやっぱり流量が欲しいというふう
に言われる。ただ、大雨のときに押し流してし
まうもんですから、水がないときとあるときが
余りにも差があり過ぎるので、そこの調整がう
まいかななくて、これまで7対3か6対4か知
りませんが、そういう割合になっていたと。
で、現状を数年ちょっと調べさせてくださいと
いうことでお返事いただいております。

○委員長（田方芳信君） 植原委員。

○委員（植原 勉君） わかりました。この水
量計画ちゅうのは、その下に重点港湾指定を受
けたですよ。だからそこに、前川のほうに水
を流量を多くするちゅうことは、重点港湾に妨
げになると。

そうすると、その上に今度は覆砂をして、ア
サリの漁場を加賀島んとこつくって言われま
すけれども、その下にもまた重点港湾があると。
その重点港湾をしょっちゅう、しゅんせつをし
て、今掘ってますね。

それと、今の荷さばき場んとこに上がって
くる船通しちゅうのが、もう干潮のときには浅
くて、船が上って行けないと。それだけ堆積し
て埋まっていく中に、この2つの審査ちゅうの
は、非常にですね、何か行政がもうちょっと慎
重に考えた上で、これ、計画の中に入れぬば
んだったっじゃなかろうかて私は思うんです
よ。だけん、そこんところはどやん考えとんな

っとですか。

今ですらもう3年に1回掘らぬばんとでしょ
う、航路は。その下、重点港湾が指定を受け
た。そうすると、今、行政としてはもう大型船
が来るから、活力がもたらされるていうのを掲
げながらですよ、上では泥を持ってきて覆砂ば
して、下の港湾が、航路が埋まるような条件
を、水量分配にせろ、やっぱりアサリの漁場に
せろ、埋まらないようにあれは向こうの鼠蔵の
ほうに球磨川を持っていったて思うんですよ
ね。だけん、そこんところ、私は全く配慮がな
っとらぬとじゃなかろうかと思うととですよ。

だけん、そこんところ、担当課十分それをこ
の審議会の中に入れた上で提案をせぬとす
よ、こういう漁協組合をだまかすような、まや
かしのことをやっていけば、非常に不信感
を持たれると。そこ気づけてください。よろしく
お願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありません
か。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回、ごみの量の変更
があったちゅうことですが、これは環境アセス
の最初の申請の部分と影響はないのかというこ
と。

もう一つが、前回スケジュール表を回収され
て、あれから比較して今回のあれがどう変わ
つとるのか。1つですね、ごみの処理計画の中
では、たしか県の都市計画審議会の、何かあ
いいうのも文言にあったみたいない感じもす
つとですが、その辺をちょっと確認の意味で
したつてですが、それも含めて、簡単にいい
です。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） は
い。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） ま
ず、1点目のアセスメントのことですが、お手

元の資料の——済みません、変更前と変更後のこの資料をお開きください。左下に、今言われました、これガス量の問題がございまして、150トンですのと、最初から134トンでもしした場合に、大は小を兼ねるんですが、小は大は兼ねないんですね。結局、134トンのガス量でアセスメントを調査した場合は、150トンにもし大きくなった場合、もう一回やり直す必要が出てまいります。

150トンで今やっておりますので、134トンにつきましては、減るほうにつきましては、逆に環境負荷がちっちゃくなりますので、そのままで行けるという県の判断ですね。

ですから、私も134に減る方向に行きましたので、アセスメントのやり直しは必要ないかと考えております。

それから2点目、スケジュールの中で、県の都市計画の審議会のスケジュールがたしか入ってたという御指摘ですが——。（委員橋本幸一君「なかったですか。一応、私が見間違え…」と呼ぶ）いや、ありました。

○委員長（田方芳信君） 豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい。県の都市計画、——今回のごみ処理施設の都市計画の位置の指定については、県の都市計画審議会ではなくて、八代市の都市計画審議会で位置の指定をしていただくというふうなことになるかと思います。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 前回、県の都市計画審議会の文言は入ってなかったですか。前回の回収されたスケジュールの中には。ちょっと私は筆記した思いがあつて。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

済みません。

○委員長（田方芳信君） 豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

はい、済みません。前回の示したスケジュールの中では、臨港地区を除外するというようなスケジュールで、臨港地区については、都市計画の指定というのは県知事の指定になりますので、その除外する分については、県の都市計画審議会の審議が必要ということで、スケジュールとしてはお示したと思いますけど、今回、その臨港地区は、県の港湾課、都市計画課との協議の中で、今現在では除外しないというふうな手順になってますので。（委員橋本幸一君「関係ないちゅうことですね」と呼ぶ）はい。もうスケジュールが外れたということになっております。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかありませんか。

どうぞ。

○委員（橋本幸一君） 年間スケジュールの変更部分についてはどうなっとか、もう一つ。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 済みません、縮まった理由。

はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 今の県の都市計画のお話もあつたんですが、まず県のほうが、これだけの手続、約1年かけて売り払いまでの手続をされます。

それから、県のほうが約2年だったんですが、当初、たしかお見せしたのが2年半になってたかと思います。それは、なかなかこれが本省との関係もございまして、それから県の港湾手続、地方港湾審議会が終わらないと、国のほうは手続に入れないということで、なかなか将来予測が立たないということで、少し長目の計画を立てておられました。

で、何回か交渉してる中で、国のほうからもう少し縮まるんではなかろうかという、ちょっと本省との打ち合わせをしていただきまして、約2年まで縮まったというふうなところで、現

段階ですけれども、このスケジュールで行けるんではなからうかという御判断です。

ですので、これもほんとはやってみなければわからないけども、八代市としましても、これからさらに、1カ月でも2カ月でも供用開始が早くなるように進めていただければというお願いは今後もしていきたいと考えております。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 国の部分が縮まったんですか。（環境部長福田晃君「はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○委員長（田方芳信君） 次に、ごみ非常事態宣言後の状況についてをお願いします。

○ごみ対策課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 山口課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） ごみ対策課の山口でございます。座って説明させていただきます。

それでは、ごみ非常事態宣言後の状況につきまして、平成24年6月分と7月分について、ごみの処理状況に関します御報告をさせていただきます。

資料のほうございますでしょうか。

それでは、資料をめくっていただきまして、1ページ目に6月分、2ページ目に7月分の処理状況を御報告させていただいています。

まず、6月でございますけれども、収集しましたごみの量につきましては、1589トンということで、21年度に比べまして、149ト

ンほどの減少を行っております。1人1日当たりにつきましては、36.5グラムの減少となっております。一般の搬入を含めましたトータルの搬入量でございますけれども、24年度6月で、2398トンと、205トンの21年度と比べて減少をしております。

また次に、資源物でございますが、21年度と比べまして、6月分で9トンの減少、トータルでいきますと439トンでございます、18トン、21年度と比べて減少しております。一方、年間で見ますと、資源物の量につきましては、21年度と比べまして151トン増加しているということで、分別その他のほうで多少ふえてきているかということで考えております。

処理実績でございますけれども、収集しました2398トンに、中間処理しました34トンを加えまして、可燃物量としまして2432トン発生しております。これを実際、清掃センターで焼却しました量が2194トンでございます、燃やせないごみにつきましては、外部委託をしております、123トン、6月は排出をしております。

資源の日の日曜日版につきましても、6月も月2回実施しております。6月は1回が大雨ということで、かなりそのときの利用者が少なかったということで、6月は利用者が158名、量につきましては5.74トンということで、6月分はちょっと低目の数字でございます。

次に、7月でございますけれども、7月につきましては、可燃物の収集量が1600トン、21年に比べまして86トンの減少でございます。1人1日当たりの排出量につきましては、16.7グラムの減少で、21年度との比較になっております。月によって、若干増減がまだあるというような状況でございます。トータルにつきましては、168トン、21年度と比べて減少しております、年間で776トン減少となっております。

一方、資源物につきましては、21年度と比べて、6月と同じように若干、年間のほう135トンということでトータル的には増加をしておりまして、6月と同じように、資源のほうの回収が以前と比べれば進んでいるのかなということでございます。

処理実績でございますけれども、焼却量でございますが、2303トン焼却をしておりまして、7月の外部委託は303トンという状況でございます。

日曜資源の日でございますが、7月分につきましては、利用者のほうも408名ということでかなりふえてきております。ちなみに、一応8月分の集計、速報でございますが405名ということで、おおむね1回当たり200名を超える利用がなされております。量につきましても、7月、8月、同じく12トンを超えるということで、次第に2回実施の効果があらわれてきているというような状況でございます。

それから、今後の生ごみの搬出の予定といたしまして、現在発注しております排ガス処理設備工事のほうで、現在仮設工事に入っております。それで実際、炉のほうの停止のほうで10月の中ごろから、2号炉をまず停止をさせていただきます。それで、一応12月の上旬、10日ごろまで約2カ月間、2号炉の停止ということになっております。それから年を明けまして1月の10日前ぐらいから、同じく2カ月程度、3月の上旬までの2カ月間、停止をするという予定でございます。

なお、1月からは1号炉を停止する予定にしておりますけれども、1号炉と2号炉の共通部分がございますものですから、10日間程度、1号炉、2号炉同時停止ということで、現在考えております。その間に搬出をします生ごみの量としましては、約5600トンほど考えております。年間トータルしまして、7500トン程度、外部委託ということになろうかと今の予

定では考えております。

一応、当初御承認いただきました予定では、7850トンということでお願いをしておりましたので、その中で十分搬出を抑えていける状況になってきたということで、今考えております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今、ごみの収集量について、減量してあったり、少しまた速報値については、比較について少しふえてきてるのかなというふうに思ってるんですが、済みません、先ほどのですね、計画処理量の推移を見てみると、今ここの速報値の中においても、1年間するなら2万8717トン。ところが、計画では3万5000トンというふうなところで、かなり違いがあるのと、1人当たりの排出についてもですね、かなり違う。今これが出たからこそ比べてみると、大体1人当たり483グラムを年間に、24年度についてはしてるのに、727グラムが1人当たりあるんで、二百二、三十グラムは違うのかなというのと、年間の可燃物の搬入量についてもですね、700トンぐらい違うのかなって思ってるんですが、その辺について、ちょっと聞かせてください。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 先ほど、環境センター関係で御説明しました将来予測につきましては、氷川町さんを除く泉、東陽、千丁、鏡の分が、新エリアで計画しておりますので、その分が今の山口課長のほうの数字には入っておりません。別々で処理しておりますので、その関係で差があります。（委員堀口

晃君「わかりました。ありがとうございました」
と叫ぶ)

○委員長(田方芳信君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) なければ、以上で
ごみ非常事態宣言後の状況についてを終了しま
す。

当委員会の所管事務調査については、ほかに
何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) なければ、以上で所
管事務調査2件についての調査を終了します。

○委員長(田方芳信君) 次に、閉会中の継続
審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び陳情1件については、
なお審査及び調査を要すると思いますので、引
き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をい
たしたいと思いますが、これに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 異議がなければ、御
異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって建設環境委員会を散会いたしま
す。

(午後0時34分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成24年9月19日

建設環境委員会

委員長